

●香川県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から令和2年10月27日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和2年11月13日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	高松市東谷コミュニティセンター	略	高松市東谷コミュニティセンター	略	
	高松市古高松南コミュニティセンター	略	高松市香川町多目的研修集会施設	高松市香川町安原下第3号194番地1	
	略		高松市古高松南コミュニティセンター	略	
	高松市国分寺会館	略	略		
	高松市国分寺北部コミュニティセンター	略	高松市国分寺会館	略	
	高松市国分寺南部コミュニティセンター	略	新居会館	高松市国分寺町新居387番地2	
	略		高松市国分寺北部コミュニティセンター	略	
	塩江小学校跡屋内運動場	略	福家会館	高松市国分寺町福家乙21番地43	
	安原小学校跡屋内運動場	略	高松市国分寺南部コミュニティセンター	略	
		略			
		塩江小学校跡屋内運動場	略		
		高松市塩江町多目的研修集会施設	高松市塩江町安原上東1224番地1		
		安原小学校跡屋内運動場	略		

	場	
	略	
略		

	場	
	略	
略		